

岐南町運賃及び料金協議会設置要綱

(目的)

第1条 岐南町運賃及び料金協議会（以下「運賃協議会」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項の規定に基づき、一般乗合旅客運送に係る運賃及び料金（以下「運賃等」という。）を協議するために設置する。

(所掌事務)

第2条 運賃協議会は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る運賃等について協議すること。
- (2) 前号に規定する協議が調ったときは、協議運賃について岐南町公共交通会議会長に報告すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、運賃協議会の目的を達成するために必要なこと。

(運賃協議会の構成員)

第3条 運賃協議会の委員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 岐南町長
- (2) 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 運輸支局の代表
- (4) 住民の代表
- (5) 運賃協議会の運営上必要と認める者

(運賃協議会の運営)

第4条 運賃協議会に会長を置き、会長は前条第1号に掲げる者を充てる。

- 2 会長は、運賃協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 4 運賃協議会の会議（以下「会議」という。）は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 5 会議の議決の方法は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 6 会議の議長は、会長が行う。
- 7 会議は、原則として公開とする。
- 8 運賃協議会の庶務は、総合政策課において処理する。
- 9 委員の任期は、委嘱された日の属する年度の3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、運賃協議会の運営に関する必要な事項は、会長が運賃協議会に諮り定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月1日から施行する。